

54—02 P

訂正審判の当事者

1. 請求人

請求人は、特許権者である（特 § 126①）。

専用実施権者、質権者又は特 § 35①、特 § 77④若しくは特 § 78①の規定による通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、訂正審判を請求することができる（特 § 127）。また、承諾書の提出が必要である（特施規 § 6）。

特許権の共有者がその共有に係る権利について請求するときは、共有者の全員が共同して請求しなければならない（特 § 132③）。

なお、例えば、特許権者が訂正審判を請求しない場合であって、訂正審判を請求することが、専用実施権者にとって自己の専用実施権の保存行為に該当する場合など、債権者代位権（民 § 423①）の考え方が転用できると認められるときは、専用実施権者等は、特許権者に代わり訂正審判を請求することができる。と解される。

2. 参加について

訂正審判については、参加（特 § 148）及び参加の申請（特 § 149）の規定は適用されないため、参加は認められない（特 § 166）。

（改訂 R1.6）